軽自動車税(種別割)の減免のご案内

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人(以降「障がい者」と称します。)のうち、一定の要件に該当する人が所有する軽自動車について、申請をいただくことで軽自動車税(種別割)を全額免除する制度があります。

▼減免を受けられる人の範囲(障がい者本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転の場合に限ります。)

①身体障がい者

障害の区分		減免の対象範囲
視覚障害		1級~4級
聴覚障害		2級と3級
平衡機能障害、音声機能障害(咽頭摘出による音声機能障害に限る)		3 級
上肢不自由		1級~3級
下肢不自由		1級~6級
体幹不自由		1級~3級と5級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級~3級
	移動機能	1級~6級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう または直腸の機能障害		1級と3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級~3級
肝臓の機能障害		

②戦傷病者

障がいの種類・等級については、岐阜県健 康福祉部地域福祉課へ問い合わせください。

③知的障がい者

療育手帳をお持ちで、障がいの程度が [A]、 [A1] もしくは [A2] の人

4 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がいの程度が1級の人

▼持参するもの

①障害者手帳等②運転する人の運転免許証③ 自動車検査証④印鑑⑤減免申請書⑥常時介護 証明書または生計同一証明書(運転する人が 世帯分離している場合)

▼申請期間 4月1日(金)~25日(月)

▼申請先 総務部税務課または各振興事務所

▼対象となる軽自動車の所有区分

障がい者の人の区分	車両の所有者	運転する人
18歳以上の身体障がい者/戦傷病者	障がい者本人	障がい者本人/生計を一にする人
18歳未満の身体障がい者	障がい者本人または	生計を一にする人
知的障がい者/精神障がい者	生計を一にする人	障がい者本人/生計を一にする人
独居等の【身体障がい者、知的障がい 者、精神障がい者】	障がい者本人	常時介護する人



- ※割賦販売契約等による所有権留保付自動車の場合は、上記表の所有者欄に記載されている人が自動車検査証の 使用者欄に記載されている自動車です。
- ※リース車の場合は納税義務者がリース会社になるため減免の対象になりません。

▼注意点

- 1人の障がい者の人に対し「普通自動車」、「車いす移動車などの構造減免車」を含めて「1台のみ」が 減免対 象となります。(普通自動車の自動車税減免を受けられている人は、軽自動車税の減免は受け られません。)
- ●障がい者が長期入院、または社会福祉施設に入所されている場合は、減免は受けられません。
- ●障がい者と運転者が世帯分離されている場合、常時介護証明書、または生計同一証明書が必要です。
- 減免の申請は、翌年度以降も毎年手続きが必要です。
- 問 総務部税務課 ☎ 67-1837 岐阜県健康福祉部地域福祉課 ☎ 058-272-8349